

# 薬学教育実務実習 指導者のための参考指針

平成 22 年 3 月

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金  
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

社団法人 日本薬学会  
薬学教育改革大学人会議  
実務実習指導システム作り委員会



## はじめに

新しい6年制薬学教育プログラムにおいて、5年次における5ヶ月間の長期実務実習（病院実習11週間、薬局実習11週間）は、実践的な臨床能力を修得するための重要科目と位置づけられている。医学部、歯学部とは異なり、ほとんどの薬科大学・薬学部は附属病院・附属薬局を有していないため、長期実務実習は一般病院・保険薬局で実施される。従来の4年制薬学教育プログラムでは、病院実習は4週間、薬局実習は2週間程度であり、内容は薬剤師業務の見学が主体であった。一方、6年制薬学教育プログラムにおける長期実務実習は参加型の実習を実施することとし、その方法については「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」（厚生労働省医薬食品局：平成19年6月）にまとめられている。また、厚生労働省による薬剤師研修事業の一環として、日本薬剤師研修センターによって認定実務実習指導薬剤師の養成事業が実施されている。本事業により平成21年度までに全国で1万名を超える認定実務実習指導薬剤師が養成された。しかし、一般病院・保険薬局薬剤師の実務実習指導経験は乏しく、指導薬剤師からは実務実習の具体的な指導方法を示す指針の作成が求められている。同様に、従来の実務実習担当者以外の一般大学教員は、実務実習に関する指導経験がほとんどなく、平成22年以降の長期実務実習を円滑に実施するためには、実習施設の指導薬剤師と大学教員との連携協力体制の構築も必須である。したがって、大学教員にとっても実務実習指導の参考となる指針は有用である。

実務実習指導システム作り委員会は、平成16年度に日本薬学会薬学教育改革大学人会議に設置され、長期実務実習の指導体制構築を目指して活動を行ってきた。「実務実習モデル・コアカリキュラム」には“目標”と“方略”が記されているが、“評価”に関する記載はない。そこで本委員会は“評価”に関する検討を行い、平成18年11月には「実務実習モデル・コアカリキュラム評価案」を提示し、平成20年3月には「大学教員のための薬局実習指導の手引」を作成した。平成20年度には実務実習の指導のポイントを指導薬剤師に具体的に提示する目的で、日本薬剤師会と共同でDVDの制作を企画し、平成21年8月にDVD「薬学教育実務実習指導のポイント『共に学び 共に育つ～輝け！未来の薬剤師たち～』」を完成して配布した。同じく平成21年8月には、学生と指導薬剤師と大学教員が情報を共有でき、学生の成長記録となる「実務実習記録」のあり方について、「『実務実習記録』記載項目と作成プロセスの例示」を提案した。

平成22年5月からの長期実務実習開始にあたり、本委員会は実務実習指導薬剤師および一般大学教員を対象に、従来のプロダクトと関連資料をまとめ、「薬学教育実務実習指導者のための参考指針」として提案することとした。新たな長期実務実習に向けて本委員会が5年間かけて準備してきた内容を大学教員と指導薬剤師に改めて周知することにより、参加型実務実習の円滑な実施に貢献できれば幸いである。

平成21年3月

日本薬学会薬学教育改革大学人会議  
実務実習指導システム作り委員会



## 1-1. 実務実習の評価に関する方針

### A. 評価方法に関する用語

アドバンスワークショップ並びに作成会議で提案された“**基盤をなす評価の詳細(案)**”では、「～試験」という表現が用いられている。この表現は総括的評価のイメージが強いので、形成的評価が目的の場合には「**確認**」という語句を用いることにした。

そこで原則として、病院実習、薬局実習共通で、到達目標の領域に応じて次のような評価方法を提案することとした。

- ・ **知識**に関する到達目標 : 「**口頭での確認**」
- ・ **技能**あるいは**態度**に関する到達目標 : 「**観察での確認**」

### B. 評価時期と評価の内容

第5回アドバンスワークショップでの提案内容は、病院実習がユニット毎に実習が進行するのに対し、薬局実習は全体を3期に分け、段階的に学習内容を深めていくというものであった。本委員会では、アドバンスワークショップで提案された到達目標ごとの評価時期を参考に、評価の実施時期を次の3通りに分けることにした。

- 「**日々行う**」場合
- 「**実習の進行に応じて行う**」場合
  - ◆ **小見出しあるいはユニット終了時に行う** : **知識・技能**
  - ◆ **実習の中期及び後期に行う** : **医療人としての態度**

「日々行う」評価は、その場で学生にフィードバックすることを目的にして行うもので、「知識」の評価は「口頭での確認」のみとし、「技能・態度」の評価は「観察での確認」のみとした。ここで「態度」に関しては医療人としての態度のみならず、実習生としての実習態度（遅刻、無断欠席、私語など）も評価対象とすることとした。

「小見出しあるいはユニット終了時に行う」評価は、2～3週間毎に行い、実習生へのフィードバックばかりでなく、指導者の実習効果の見直しも考慮することを目的で行うものとする。ここでの「**知識**」の評価は「**ペーパーテストでの確認**」のみとし、「**技能**」の評価は「**実地試験での確認**」とした。

「実習の中期及び後期に行う」評価は、医療人としての態度の醸成についての評価を目的としており、指導薬剤師と大学教員が共同で面談やレポート収集を行い、最終的には大学教員が評価することが望ましいと考える。

「小見出しあるいはユニット終了時に行う」評価、および「実習の中期及び後期に行う」評価の項目数は、病院実習と薬局実習の進め方の相違に基づき異なっている。

以上の評価方針を次頁にまとめたので、この方針を念頭において[**評価の手引(案)**]を活用して頂きたい。



## 1-2. 病院実習・薬局実習における評価時期、測定者、評価方法

### A. 日々の評価：その場でフィードバック

→[評価の手引(案)]青色表示

指導薬剤師が実施するが、評価内容は全国レベルで準備する

知識領域の評価は「口頭での確認」→口頭で確認できないときは自習も可

技能・態度領域の評価は「観察での確認」

- ・ 医療人としての態度だけでなく、実習生の学習態度も評価対象とする  
：遅刻、無断欠席、私語など
- ・ 「確認のためのキーワード集」等を作成あるいは日本薬剤師会、日本病院薬剤師会等によって発行されている既存の資料から引用する予定

<確認の例>

薬局にある剤形を確認

→「当該薬局における代表的なカプセル剤を3種類あげてみよう」

観察記録→「あいさつしているか？」

### B. 小見出しあるいはユニット終了時の評価（知識・技能）

→[評価の手引(案)]赤色表示

指導薬剤師が実施するが、評価内容は全国レベルで準備

個々の学生ごとに実施（2～3週間ごと）

：学習者へのフィードバックと共に、実習計画の見直しを考慮

知識領域の評価は「ペーパーテストでの確認」

：単元ごとにペーパーテスト、CBT形式、項目チェック形式などが可能

技能領域の評価は、「実地試験での確認」

残された問題点：技能の修得に応じて、態度も醸成されてくるか？

実地試験は現場で実施可能か？

### C. 医療人としての態度の醸成に関しては、大学教員が評価することが望ましい 中期および後期（あるいは特定の教育目標に応じて）、レポートおよび面談

→[評価の手引(案)]橙色表示

レポートは、医療人としての成長の確認→指導薬剤師と大学教員が共同で行う

時期と場所は、実習施設と大学が協議して決める（開催方法を例示する予定）

### D. 学習記録（教育目標および実習内容の達成度、感想など）

→大学が基本フォーマットを作成し、必要に応じて指導薬剤師および大学教員が利用  
毎日、隔日、週のまとめ、とするかは、実習施設と大学の協議で選択



## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
101	③薬局アイテムの流通機構に係わる人達の仕事を見学し、薬剤師業務と関連づけて説明できる。【知識】	口頭試験	実習期間	/	

薬局アイテムの流通機構に係る人達の仕事内容について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

- 医薬品卸売販売担当者 (MS : marketing specialist)
- 医薬情報担当者 (MR : medical representative)
- ┆ 産業廃棄物の回収業者
- 近隣保険薬局の薬剤師・・・医療用医薬品の分割販売のため
- その他

## チェックテスト P105 ①毒薬・劇薬

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	毒物劇物一般販売業
毒薬と毒物の表示	【           】白字で、品名、 「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で 「毒物」の文字
劇薬と劇物の表示	白地に【           】で、品名、 「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で 「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「譲受文書」の交 付を受ける	譲渡人から「譲受文書」の提出を受 ける
譲渡文書の記載 事項	品名、数量、【           】、 譲渡年月日、譲受人の氏 名、職業、住所、署名、また は記名押印	名称、数量、販売年月日、譲受人 の氏名、職業、住所、署名(または 記名)押印
譲渡文書の保存	譲渡の日から、【           】	譲渡の日から、5年間
交付の制限	【           】未満 安全な取扱に不安のある者	18歳未満 精神病または麻薬・大麻・あへん・ 覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「【           】薬」に は施錠	他の物と区別し、施錠設備を設置、 貯蔵、陳列の場所に「医薬用外」、 「毒物」または「劇物」の表示

参考：三輪亮寿著「薬事法関係法規」

2. 毒薬及び劇薬の取扱いを規制している法律は何ですか？

【           】

## チェックテスト P105 ①覚せい剤原料

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

保険薬局での業務に関係する部分を中心にまとめたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

### ◆覚せい剤原料

○覚せい剤原料の取り扱いは、【           】で規制されています。

○指定 [法第 30 条の 2];

覚せい剤原料は、指定を受けた者以外から譲り受けることはできないので、薬局間であっても【           】の指定を受けなければ、覚せい剤原料の譲渡・譲受を行うことはできません。(譲り渡す側が指定を受けていれば、譲り受ける側には指定なしでよい)

会営薬局では、分譲(分割販売、小分け)を他の薬局に行っているため、そのために「覚せい剤原料取扱者」の指定を受けています。指定は【           】が行い、有効期間は指定日から【           】後の12月末日です。最長5年ということになります。

○所持 [法第 30 条の 7]; 薬局では、次の2つの条件を満たす場合に限り、覚せい剤取締法で規定されている覚せい剤原料を所持することができます。①調剤のために使用するものであること。②医薬品である覚せい剤原料であること。会営薬局では、塩酸セレギリン錠、商品名【           】がパーキンソン病の治療目的で調剤されています。

○譲渡・譲受 [第 30 条の 9、第 30 条の 10];

処方せんにより調剤した医薬品である覚せい剤原料を当該処方せんを所持する者に譲り渡す場合を除き、覚せい剤原料の譲渡・譲受には、麻薬と同じように、【           】と【           】の交換が必要です。譲渡証・譲受証は【           】間の保存が義務付けられています。

○保管 [法第 30 条の 12]; 薬局開設者は薬局内の【           】において行わなければなりません。ただし、麻薬金庫への保管はできません。

○廃棄 [法第 30 条の 13]; 古くなった覚せい剤原料や調剤ミスなどで使えなくなった覚せい剤原料を廃棄する場合は、事前に【           】を都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いのもとに廃棄することが必要です。患者さんに調剤したが、死亡などで家族が薬局に持ち込んだ場合は、届出は不要です。(麻薬の場合との違いを理解しましょう)

○事故の届出 [法第 30 条の 14]; 覚せい剤原料を喪失、盗難、又はその所在が不明となったときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名および数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項(「覚せい剤原料事故届」)を都道府県知事に届け出なければなりません。

(覚せい剤輸入業者など、都道府県知事経由で厚生労働大臣に届出が必要な場合もある)

○帳簿 [法第 30 条の 17]; 処方せんの調剤を行うために覚せい剤原料を所持する場合、法令による記帳義務はありませんが、覚せい剤原料取り扱い者の指定を受けて所持する場合は、薬局内に帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければなりません。

①譲り渡し、譲り受け、又は業務のため使用した覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

②第 30 条の 14 (事故の届出) の規定により届出をした覚せい剤原料の品名、数量、その年月日。

帳簿は、最終の記入をした日から2年間保存しなければなりません。



## チェックテスト P105①特定生物由来製品

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。  
特定生物由来製品とは、【 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 】又は【 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。
3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。  
記録事項：  
  
  
保存期間：
4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。  
法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 】,【 】をもって記載する【 】の文字とする。  
法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人々の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 】の国名及び献血又は【 】の別とする。

## チェックテスト P105①特定生物由来製品 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局 H19.6

1. 特定生物由来製品の定義について、【 】にあてはまる言葉を記入してください。

特定生物由来製品とは、【 生物由来製品 】のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の【 危害の発生 】又は【 拡大 】を防止するための措置を講ずることが必要なものであって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

2. 特定生物由来製品の取り扱いに際し、薬事法の規定により医療機関・薬局が行わなければならないことを3つあげてください。

○患者への適切な説明・・・有効性および安全性その他特定生物由来製品の適正な使用のために必要な事項について、使用の対象者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。[薬事法第68条の7]

○使用の記録・保存[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第241条]

○感染症情報等の厚生労働大臣への報告[薬事法第77条4の2]

3. 特定生物由来製品を使用した（薬局で患者に渡した）場合、記録する情報の内容と保存期間を記載してください。[薬事法第68条の9、薬事法施行規則第238条、薬事法施行規則第241条]

記録事項：○使用の対象者の氏名及び住所

○特定生物由来製品の名称及び製造番号又は製造記号

○使用の対象者に使用した年月日

保存期間：少なくとも20年間

4. 薬事法施行規則第231条、第233条により、特定生物由来製品の表示として、直接の容器又は直接の被包に記載しなければならない事項について、次の【 】にあてはまる言葉を記入してください。

法第68条の3第2号の厚生労働省令で定める表示は、白地に【 黒枠 】、【 黒字 】をもって記載する【 「特生物」 】の文字とする。

法第68条の3第4号の厚生労働省令で定める事項は、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする生物由来製品及びこれ以外の人の血液を原材料として製造される特定生物由来製品にあつては、原材料である血液が【 採取された国 】の国名及び献血又は【 非献血 】の別とする。

## チェックテスト P105 ②毒物・劇物

氏名

実施日

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局 H19.4

以下の表は、毒薬・劇薬と毒物・劇物の取り扱い上のポイントを対比させたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

	毒薬・劇薬	毒物・劇物
取扱免許	薬局	【           】
毒薬と毒物の表示	黒地に白わく白字で、品名、 「毒」の文字	「医薬用外」の文字、赤地に白色で 【           】の文字
劇薬と劇物の表示	白地に赤わく赤字で、品名、 「劇」の文字	「医薬用外」の文字、白地に赤色で 「劇物」の文字
開封販売	薬局は、可	特に制限は、ない
譲渡手続	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の交 付を受ける	譲渡人から「 <u>譲受文書</u> 」の提出を受 ける
譲渡文書の記載 事項	品名、数量、 <u>使用目的</u> 、 <u>譲渡</u> 年月日、 <u>譲受人の氏名</u> 、 <u>職</u> <u>業</u> 、 <u>住所</u> 、 <u>署名</u> 、 <u>または記名</u> <u>押印</u>	名称、数量、販売年月日、 <u>譲受人</u> <u>の氏名</u> 、 <u>職業</u> 、 <u>住所</u> 、 <u>署名</u> ( <u>または</u> <u>記名</u> ) <u>押印</u>
譲渡文書の保存	譲渡の日から、 <u>2年間</u>	譲渡の日から、【           】
交付の制限	<u>14歳未満</u> 安全な取扱に不安のある者	【           】 <u>未満</u> 精神病または麻薬・大麻・あへん・ 覚せい剤の中毒者
貯蔵及び陳列	他の物と区別し、「 <u>毒薬</u> 」に は <u>施錠</u>	他の物と区別し、 <u>施錠設備を設置</u> 、 <u>貯蔵、陳列の場所に</u> 【           】、 「 <u>毒物</u> 」または「 <u>劇物</u> 」の表示

参考：三輪亮寿著「薬事法関係法規」

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
201	①医療の担い手が守るべき倫理規範を遵守する。(態度)	観察記録	実習期間		
	②職務上知り得た情報について守秘義務を守る。(態度)	観察記録	実習期間		

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定を声に出して読むことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
薬剤師綱領・薬剤師倫理規定の精神を理解し、実践できるようになりましたか？				
1. 薬剤師の任務が調剤・医薬品の供給・その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものであることが理解できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 良心と愛情を持って職能を発揮できるように努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 薬事関連法規を理解し、遵守することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 積極的に自己研鑽に努めることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 患者の利益のため最善をつくすことができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 実習中に知り得た患者等の秘密を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
7. 品位と信用を損なう行為、信義にもとる行為をしなかった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
刑法第134条および個人情報保護法を理解することにより、薬剤師に求められる守秘義務を守ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
202	①医薬品の基本的な情報源（厚生労働省、日本製薬工業協会、製薬企業、日本薬剤師会、卸など）の種類と特徴を正しく理解し、適切に選択できる。（知識・技能）	客観試験 実地試験 観察記録	実習期間	/	
	②基本的な医薬品情報（警告、禁忌、効能、副作用、相互作用など）を収集できる。（技能）	実地試験 観察記録	実習期間	/	

①-1. 繁用される情報源の種類と特徴についての理解を、客観試験（別紙）により評価する。

①-2. および②

実習期間を通して、添付文書やその他の情報源の中から欲しい情報を適切に収集できているか指導薬剤師の観察およびP206のレポート作成などにより評価する。

[評価方法] 新薬説明会に参加し、製薬企業による医薬品の情報源の種類と特徴を学び、MRの説明を聞くことで基本的な医薬品情報の収集を体験してもらい、P206のレポート作成で評価を行う。

## チェックテスト P202①医薬品の情報源

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【           】	<p>○薬事法第52条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。</p> <p>○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第54条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。</p>
医薬品インタビューフォーム（IF）	<p>○添付文書などの情報を【           】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【           】として【           】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。</p> <p>○IFは製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。</p>
医薬品製品情報概要	<p>○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【           】をまとめた資料である。</p>
新医薬品の 【           】	<p>○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意”の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。</p>
【           】 (DSU : Drug Safety Update)	<p>○DSUは日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【           】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。</p> <p>○改定内容の重要度による分類がされている。</p>

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

## チェックテスト P202 ①医薬品の情報源 解答例

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

1. 以下に示す表は、医薬品の繁用される情報源の種類と特徴をまとめたものです。

【           】にあてはまる言葉を記入してください。

情報源の種類	特徴
医療用医薬品 【 添付文書 】	○薬事法第 52 条で定められた、医師・歯科医師・薬剤師を対象に、患者の安全を確保し医薬品の適正使用を図るための情報を提供する目的で、製薬企業が作成し、医薬品に添付される文書のことであり、医療従事者が医薬品を使用する際の基本的で根源的な情報源である。 ○紙面の量的限界や記載禁止事項（薬事法第 54 条）などから、臨床では必要な情報でも記載できないものもある。例：適応外使用や外国での用法・用量など。
医薬品インタビューフォーム (IF)	○添付文書などの情報を【 補完 】し、薬剤師などの医療従事者にとって日常業務に必要な医薬品の適正使用に必要な情報、あるいは薬剤情報提供の裏づけとなる情報などが集約された総合的な【 医薬品解説書 】として【 日本病院薬剤師会 】が記載要領を策定し、薬剤師などのために該当する医薬品の製薬企業に作成および提供を依頼している学術資料として位置づけられている。 ○IF は製薬企業が任意で作成しているものであり、法律で定められた公的文書ではない。
医薬品製品情報概要	○医薬品の普及と適正使用の推進を目的として、製薬企業が個々の医薬品の【 概略情報 】をまとめた資料である。
新医薬品の【 “使用上の注意” の解説 】	○新しい医薬品の安全性情報を提供するために、“使用上の注意” の背景と内容についてわかりやすく解説した資料である。
【医薬品安全対策情報】 (DSU : Drug Safety Update)	○DSU は日本製薬団体連合会が添付文書の使用上の注意などに関する最新の改定内容を迅速に伝達するため、【 厚生労働省医薬食品局 】監修のもとに作成し、各医療機関に郵送している。 ○改定内容の重要度による分類がされている。

2. 上記表に示した情報源以外に、インターネットや書籍なども実際の医療現場で利用されています。

信頼される情報源として実習中に利用したことのあるものなど、3つ以上挙げてください。

- 医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/>
- 一般用医薬品データベース <http://www.jsmi.jp>
- MDLINE <http://www.healthy.pair.com>
- 医中誌 Web <http://login.jamas.or.jp>
- iyakuSearch <http://database.japic.or.jp>
- 日本薬局方 第 15 改正
- 医療用医薬品集 2007 JAPIC
- 薬剤コード識別事典 平成 18 年版 医薬ジャーナル社

## ○ 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
203	処方内容から得られる患者情報を的確に把握できる。 (技能)	シミュレーション (筆記型)	203 実習中	/	

模擬処方せん又は実際の処方せんにより、筆記型シミュレーションテストを行う。

必須模擬処方せん番号：2007P203

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
206	問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できる。(知識・技能)	実地試験 レポート	206 実習中	/	

患者さまや医師などの医療従事者からの問い合わせに対し、根拠に基づいた論理的な報告書を作成できるよう、課題に対するレポートで評価する。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
207	医薬品・医療用具等安全性情報報告用紙に必要事項を記載できる。(知識・技能)	シミュレーション 筆記型	207 学習中	/	

医薬品・医療用具等安全性情報報告制度および報告する対象事例を理解し、実際に事例発生時に所定の用紙に記載できるように、各項目の記載方法の例を参考にシミュレーションで記載する。

- 記載方法を理解し、記載することができた
  記載できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	①保険調剤業務の全体の流れを理解し、処方せんの受付から調剤報酬の請求までの概要を説明できる。	口頭試験	実習期間	/	

保険調剤の基本的なフローチャート（別紙）に従って説明できたかどうか評価者はチェックする。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
301	②保険薬局として認定される条件を、薬局の設備と関連づけて具体的に説明できる。【知識】	口頭試験	301 終了時	/	

保険薬局として認定される条件について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点 / 2点

- 薬局の開設者の申請により、厚生労働大臣が指定を行う。(申請書は管轄地方社会保険事務局へ提出)
- 保険調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険薬剤師でなければならない。

薬局の定義および薬局開設に必要な手続きとして、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点 / 4点

- 薬局とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。(病院、診療所、家畜診療施設の調剤所を除く)
- 薬局開設にはその所在地の都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けるためには、薬局開設許可申請書を必要な書類とともに保健所長に提出する。
- 許可は6年ごとに更新を受ける必要がある。

薬局開設許可の大きな3つの基準について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点 / 3点

- 構造設備基準への適合
- 薬剤師員数規定への適合
- 人的欠格条項に該当しない

薬局の構造設備の9つの基準について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点 / 9点

- 換気が十分で、清潔であること
- 居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること
- 面積はおおむね19.8㎡以上で、薬局の業務を適切に行うことができるものであること
- 医薬品を通常陳列又は交付する場所は60ルクス以上、調剤台の上は120ルクス以上の明るさを有すること
- 調剤室を有すること
  - ・ 6.6㎡以上の面積、天井・床は板張り、コンクリート又はこれらに順ずるもの
- 冷暗貯蔵のための設備を有すること
- かぎのかかる貯蔵設備を有すること
- 調剤に必要な設備および器具を備えていること
- 試験検査に必要な設備および器具を備えていること

薬剤師の人数の規定について説明してください。

点 / 1点

- 1日平均取扱い処方せん数40枚までは1人。それ以上は40又は端数を増すごとに1を加えた数。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
302	②処方せん受付時の対応および注意事項（患者名の確認、患者の様子、処方せんの使用期限、記載不備、偽造処方せんへの注意など）について説明できる。【知識】	口頭試験	302 終了時	/	
	③初来局患者への対応と初回質問表の利用について説明できる。【知識】	口頭試験	302 終了時	/	
303	初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できる。【知識】	口頭試験	303 終了時	/	

302②処方せん受付時の対応および注意事項について、学生が説明できた項目に✓を記入。

- あいさつをする
- 患者名を確認する
- 来局者が本人か本人以外(本人との関係)か確認する
- 患者さまの様子を確認する
- 処方せんの使用期間を確認する
- 処方せんの形式および記載事項に不備がないか確認する
- 偽造処方せんでないことを確認する
- 初来局か再来局かの確認する

302③初来局患者への対応と初回質問表の利用について、実際に初回質問表を記入してみることで理解できた内容について説明してください。

- 説明できた                       説明できなかった

303 初来局および再来局患者から収集すべき情報の内容について説明できましたか？

- a. 初来局の場合：他科受診・併用薬の有無、アレルギー歴、副作用歴、生活習慣、現在の症状、検査値等
- 説明できた                       説明できなかった
- b. 再来局の場合：初来局時に収集した情報の確認および服薬状況、治療経過等
- 説明できた                       説明できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	①処方せん受付時の対応ができる。(技能・態度)	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実際に窓口で患者さまと処方せん受付時の対応ができましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 患者さまにあいさつができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 処方せんを両手で受け取ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 患者氏名を確認することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 初来局か再来局かを確認し、初回質問表の記入などインタビューの目的を話し、同意を得ることができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 処方せんの記載事項などを確認し、必要に応じて、保険証の確認ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. お薬手帳の作成の意義について説明し、同意を確認することができた。・・・初来局の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
304	②生命に関わる職種であることを自覚し、ふさわしい態度で行動する。(態度)	実地試験 観察記録	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
実習期間を通じて、挨拶、言葉遣い、マナーが適切に実践できていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
1. 清潔感のある身だしなみであった。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 気持ちの良い挨拶と素直な返事ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 年齢・性別・本人又は家族など相手に応じた言葉遣いや話し方ができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 薬局スタッフの一員として、常に患者さまの目を意識して行動することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
305	①処方せんが正しく記載されていることを確認できる。 (技能)	実地試験 シミュレーション	305① 終了時	/	

模擬処方せん (2007E-1, 2007E-2) での演習により、実地試験を行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
305	②処方せんに記載された処方薬の妥当性を、医薬品名、分量、用法、用量、薬物相互作用などの知識に基づいて判断できる。(知識・技能)	実地試験 シミュレーション	305 実習中	/	

模擬処方せん（2007EE-1、2007EE-2）での演習により、実地試験を行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
306	薬歴簿を参照して処方内容の妥当性を判断できる。 (知識・技能)	シミュレーション 実地試験	306 実習中	/	

1. 模擬処方せん・模擬薬歴簿により、シミュレーションテストを行う。

必須模擬処方せん番号：2007P306

2. 実際の調剤時に実地試験を行う。

【 薬歴 2007 P306 】

○田○子 昭和 26 年 8 月 1 日生 53 歳 女

処方日 調剤日	病医院・科・医師名 処方内容	加算	請求点数 患者負担	指導文・コメント
処：07-04-10 調：07-04-10	☆☆病院 神経内科 △村△郎 [1] デパケン R 錠 200mg 7 錠 分 2 朝夕食後 30 日分 (朝 3 錠、夕 4 錠) [2] テグレートル細粒 50% 450mg エクセグラン散 300mg 分 2 朝夕食後 30 日分	計 45	×××点 ○○○円	併用薬なし。 引き続き同量、デパケン R200mg は朝 3 錠、 夕 4 錠で服用確認。症状のコントロールは 良い様子。 <div style="text-align: right;">  </div>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
307	疑義照会の行い方を身につける。(知識・態度)	口頭試験	307 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
307 疑義照会時の行い方について、説明できましたか？ 1. 電話による疑義照会の以下の手順について、説明できた。 ○ダイヤルする前に、十分な下調べをする。(代替案も考えておく) ○自分の所属と名前を名乗り、電話の目的を説明し、誰につないでほしいか伝える ○電話の相手を確認し、所属と名前を名乗る ○挨拶をし、医師の状況を確認する ○疑義照会の内容を適切に伝える ○医師の回答を復唱し、再度同意を得る ○お礼の言葉を述べる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 疑義照会後の記録事項について説明できた。 ○問い合わせ日時 ○問い合わせた薬剤師名 ○対応した医師名 ○問い合わせ方法(電話、文書、面談など) ○問い合わせの内容 ○医師の回答の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
308	疑義照会事例を通して、医療機関との連携、患者への対応をシミュレートする。(技能・態度)	シミュレーション	308 実習中	/	

模擬症例に基づき、患者への服薬指導→患者の訴えから医師への疑義照会→患者への対応について、薬剤師を患者・医師役にロールプレイを行い、評価する。

点/32点

模擬症例患者名 (                      )      患者役氏名 (                      )      医師役氏名 (                      )

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. 患者背景および処方せん内容から、患者に対し服薬指導のロールプレイを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 患者の訴えを理解し、それに対し対処の方法を考えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 疑義照会のロールプレイを手順に従い行うことができたか。			
1) ダイアルする前に、十分な下調べをすることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2) 自分の所属と名前を名乗り、電話の目的を説明し、誰につないでほしいか伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3) 電話の相手を確認し、所属と名前を名乗ることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4) 挨拶をし、医師の状況を確認することができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5) 疑義照会の内容を適切に伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6) 医師の回答を復唱し、再度同意を得ることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
7) お礼の言葉を述べることができたか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4. 疑義照会の結果に基づき、患者に対し適切な対応ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 疑義照会後の記録事項について適切に記入できたか。			
1) 問い合わせ日時	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2) 問い合わせた薬剤師名	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3) 対応した医師名	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4) 問い合わせ方法 (電話、文書、面談など)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5) 問い合わせの内容	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6) 医師の回答の内容	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
309	薬袋、薬札に記載すべき事項を列挙できる。【知識】	口頭試験 実地試験	309 開始時 実習期間	/	

法令（薬剤師法第 25 条、薬剤師法施行規則第 14 条）に基づき、薬袋・薬札に記載しなければいけない事項について、学生が述べることができた項目に✓を記入。

点 / 6 点

- 患者氏名
- 用法
- 用量
- 調剤年月日
- 調剤した薬剤師の氏名
- 調剤した薬局の名称および所在地

実地試験として、実際の処方せんに基づいて、薬袋や薬札を作成する。（処方内容を添付）

- 全て正しく記載できた。                       記載もれ、記載ミスがあった。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	①処方せんの記載に従って正しく医薬品の取りそろえができる。(技能)	実地試験	310① 終了時	/	

実地試験を行うことを学生に告げて、実際の処方せんで行う。(処方内容を添付)

- 正しく取りそろえができた。     
  正しく取りそろえできなかった。
- 計数の誤り (正 誤 )
  - 同じ医薬品の規格の誤り (正 誤 )
  - 同じ医薬品の剤形の誤り (正 誤 )
  - 全く他の医薬品を調剤 (正 誤 )

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	④医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できる。	レポート 実習書	実習期間	/	

医薬品の識別に色、形などの外観が重要であることを、具体例を挙げて説明できるかどうか、筆記試験および実習書の記載から評価する。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
310	⑨代表的な医薬品を色・形、識別コードから識別できる。 (技能)	実地試験	実習中	/	

一包化された錠剤の識別を、実地試験として行う。(チェックテスト P310⑨医薬品の識別)

全て識別できた     
  一部識別できた     
  識別できなかった

## チェックテスト P310④医薬品の外観

氏名

実施日

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

医薬品の識別には識別コードによるほか、色、形などの外観が重要です。以下の問に対し、違いがわかるよう具体的に記入してみましょう。

1. 規格により形が異なる医薬品の例を、3つ以上挙げてください。

2. 規格により色、大きさが異なる医薬品の例を、5つ以上挙げてください。

3. 規格により色が異なる医薬品の例を、5つ以上挙げてください。

4. 特徴的な形や色の医薬品を、当薬局の在庫の中でみつけてみましょう。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
311	①一回量（一包化）調剤を必要とするケースについて説明できる。【知識】	口頭試験	311 実習中	/	

<p>1. 一回量（一包化）調剤を必要とするケースについて、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。<span style="float: right;">点 / 3点</span></p> <p><input type="checkbox"/> 疾患（リウマチ性疾患やパーキンソン病など）により、ヒートシールをはずすことが困難な場合</p> <p><input type="checkbox"/> 多剤併用により、ヒートシールでの服薬ではコンプライアンスが悪い場合</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症により、服用方法がわからない場合</p>
<p>2. 一包化すべきでない薬剤について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。<span style="float: right;">点 / 5点</span></p> <p><input type="checkbox"/> 吸湿性がある薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 遮光保存の薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内崩壊錠など一包化することで壊れやすい薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 冷所保存の薬剤</p> <p><input type="checkbox"/> 体調や症状などにより、調節を必要とする薬剤</p>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
311	②一回量（一包化）調剤を実施できる。（技能）	実地試験	実習期間	/	

実際の一包化指示のある処方せん調剤を実施することにより、実地試験を行う。（処方内容添付）

- 正確に一包化できた     
  指導者が手助けをしてできた     
  正確にできなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
312	錠剤の粉碎、およびカプセル剤の開封の可否を判断し、実施できる。(知識・技能)	実地試験	実習期間	/	

粉碎調剤評価表を用いて実地試験として行う。(実際の処方せんがない場合は、模擬処方せんで行う)

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営業局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
313	①散剤、液剤などの計量調剤ができる。(技能)	実地試験	実習期間	/	
	②調剤機器(秤量器、分包機など)の基本的取扱いができる。(技能)	実地試験	実習期間	/	

実際の処方せん調剤時に、計量調剤評価表(散剤用、液剤用)を用いて実地試験として行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
314	②特別な注意を要する医薬品（抗悪性腫瘍薬など）の取り扱いを体験する。（技能）	実地試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
抗悪性腫瘍薬を含む処方せん調剤を体験することができた。 (処方内容添付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
当薬局に在庫されている休業期間が必要な医薬品について例を挙げ、用法用量を確認することができた。 薬品名記載：【                                 】【                                 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
当薬局に在庫されている催奇形性に注意が必要な医薬品について例を挙げ、注意事項を確認することができた。 薬品名記載：【                                 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
当薬局に在庫されている重篤な副作用が発現しやすい医薬品について例を挙げ、副作用回避のために義務付けられている内容を確認することができた。 薬品名記載：【                                 】【                                 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
315	調剤された医薬品に対して、鑑査の実務を体験する。 (技能)	実地試験	実習期間	/	

調剤された医薬品の鑑査を、実地試験として行う

項目	正確に鑑査 できた	体験 できた	体験でき なかった	評価日	評価者
錠剤、カプセル剤など計数調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
一包化調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
散剤の計量調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
液剤の計量調剤の鑑査が体験できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

点/16点

## 調剤鑑査評価表：計数調剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

### 【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤された薬剤の薬品名・剤形・規格が正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤された薬剤の数量が正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ヒートシールや包装に汚れや破損がないことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
患者用説明書の添付を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鑑査した薬剤を正しく薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点／14点

## 調剤鑑査評価表：散剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

### 【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【秤取量の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った1日量および全量の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賦形剤の必要性を判断し、調剤者の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処方せんの薬剤名と鑑査システムの記録紙の薬剤名を照合できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計算値と記録紙の実測値を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
分包された薬剤が処方薬剤であるか、色・粒子・臭いなどから確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包数を確認し、空包や極端な分包誤差がないか目で見えて確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包された散剤の1日分の重量を、天秤で確認できた(風袋込み誤差2%以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物や他の散剤などが混入していないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
全体の分包数を再確認し、患者用説明書等と薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点/18点

## 調剤鑑査評価表：液剤用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

### 【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配合変化（配合不適・配合注意）の有無を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【薬札・ラベルの確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・保存方法（冷所保存、遮光保存）・用時振盪の指示などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【秤取量の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った秤取量の計算が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賦形の有無（希釈調剤か原液調剤か）を考え、適切な大きさの投薬瓶が選択されているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤された薬が処方薬かどうか、色調・におい・沈殿などから確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
投薬瓶の目盛りの指示が正しいかどうか確認することができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物の混入がないことを確認し、ラベルを貼ることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スポイドやカップの添付を確認することができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 調剤鑑査評価表：一包化用

学生氏名

実施日

評価者

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

### 【処方鑑査の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに記載不備がないか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴への処方入力が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
薬歴・お薬手帳を参照し、処方内容・処方量が適切であるか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
一包化の可否について確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疑義照会が適切に行われているか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【薬袋の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
患者氏名・用法用量・注意事項などの記載内容を確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
調剤印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【調剤薬の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
調剤者が行った一包化の可否の判断や調剤方法が正しいか確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処方せんの内容とイーサーの指示書、ラベルおよび手蒔き薬剤のヒートシールが正しいことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
分包された薬剤の薬品名・剤形・規格が正しいことを、識別コードをもとに確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異物の混入や錠剤・カプセル剤に汚れや破損がないことを確認できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
全体の分包数を再確認し、患者用説明書等と薬袋に入れることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【説明書等の確認】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
薬剤情報文書の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
お薬手帳の記載内容を確認し、薬剤師印を押すことができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 【鑑査後の処理】

項 目	はい：1点	いいえ：0点
処方せんに薬剤師名、調剤年月日、薬局の名称など必要事項を記入できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点／15点

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
316	適切な服薬指導を行うために、患者から集める情報と伝える情報を予め把握できる。(知識・技能)	シミュレーション	316 実習中	/	

1. 実際の症例に基づき、初来局患者および再来局患者へのインタビューの仕方をロールプレイで行う。
2. 実際に薬剤師が行った服薬指導内容や患者からの情報をもとに、患者へ情報を伝えるためのロールプレイを行う。

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. ロールプレイにて、初来局患者への適切なインタビューを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. ロールプレイにて、再来局患者への適切なインタビューを行うことができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 初来局患者へ伝えるべき情報を予め考え、伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 再来局患者へ伝えるべき情報を予め考え、伝えることができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
317	①薬歴管理の意義と重要性を説明できる。【知識】	口頭試験	317 実習中	／	
	②薬歴簿の記載事項を列挙し、記入できる。(知識・技能)	シミュレーション	317 実習中	／	
	③薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	口頭試験	317 実習中	／	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
<p>①薬歴管理の意義と重要性が説明できましたか？</p> <p>以下のポイントを中心に評価を行う</p> <p>○薬剤服用歴（薬歴）とは、患者さまの医薬品使用に関する一元管理記録である。</p> <p>○薬歴には、処方内容だけでなく、服薬状況、併用薬、副作用、アレルギー歴や相互作用、患者さまの訴えや相談などを記録し、服薬指導に利用することで、医薬品の安全性や有効性の確保と適正使用を推進することができる。</p> <p>○患者さま個々の特殊な調剤方法などを記録しておくことで、複数の薬剤師が勤務する薬局においても、同じ方法での調剤が可能となる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
<p>②薬歴簿の記載事項を列挙し、記入できましたか？</p> <p>実際の処方せんを基に模擬薬歴を作成することで評価を行う</p> <p>1. 患者記録：氏名・生年月日・性別・被保険者証の記号番号・住所・連絡先等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
2. 処方記録：処方した保険医療機関名及び保険医氏名・処方日・処方内容等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
3. 調剤記録：調剤日・疑義照会内容の要点等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
4. 患者情報の記録：体質・アレルギー歴・副作用歴等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
5. 患者又はその家族等からの相談事項の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
6. 服薬状況、服薬中の体調変化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
7. 併用薬の情報	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
8. 他科受診、合併症の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
9. 飲食物の摂取状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
10. 指導内容の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	
③薬歴簿の保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	／	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
318	妊婦、小児、高齢者などへの服薬指導において、配慮すべき事項を列挙できる。【知識】	口頭試験	実習期間	/	

妊婦への薬剤投与についての原則について、学生が説明できた項目に✓を記入。

点 / 6点

- 妊娠可能な年齢の女性への処方薬剤を調剤する場合は、常に妊娠の可能性を念頭においておく。
- 医師と連携し、薬剤は必要があって投与するものであることを常に患者に説明する。
- てんかん、膠原病など慢性疾患患者については、計画的に妊娠するよう指導する。
- 薬剤は、必要量をできるだけ短期間投与する。
- できるだけ単剤を投与する。
- 添付文書で「投与しないこと」「投与しないことが望ましい」とされている薬剤は原則として投与しない。

小児薬用量を理解し、身長・体重の確認の必要性を述べることができた。

- はい       いいえ

高齢者の特性を理解し、薬剤使用や服薬指導において配慮すべき事項（腎機能・肝機能等）について説明できた。

- はい       いいえ

高齢者に投与制限のある薬剤の例を述べることができた。

- はい       いいえ

薬品名：【                                  】【                                  】【                                  】

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
319	患者に使用上の説明が必要な眼軟膏、坐剤、吸入剤などの取扱い方を説明できる。(技能)	シミュレーション 実技試験	実習期間	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
患者に使用上の説明が必要な次の医薬品の取扱い方を説明できましたか？				
1. 眼軟膏の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. 坐剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. 吸入剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 点鼻剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
5. 貼付剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
6. 点眼剤の取扱い方を説明できた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
320	自己注射が承認されている代表的な医薬品を調剤し、その取扱い方を説明できる。【知識】	口頭試験 実技試験	320 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
1. 自己注射が承認されている医薬品の種類について指導薬剤師の説明を聞き、当薬局に在庫されている医薬品の種類を説明することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
2. インスリン製剤の分類と特徴、商品名を対比して説明することができた。 ○超速効型 ○速効型 ○混合型 ○中間型 ○持効型	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
3. インスリン製剤の使用方法を、実物を用いて説明することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
4. 自己注射薬が処方されている処方せんを正しく調剤することができた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
321	①指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができる。(技能)	シミュレーション	321 実習中	/	
	③患者向けの説明文書を使用した服薬指導ができる。(技能)	シミュレーション 筆記試験	321 実習中	/	
208	入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できる。(技能・態度)	シミュレーション	208 実習中	/	

模擬症例に基づき、服薬指導の一連のロールプレイで行い、評価する。

模擬症例患者名 ( ) 患者役氏名 ( )

項目	できた	中程度できた	できなかった
1. 処方せんに記載された指示通りに医薬品を使用するように適切な指導ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 患者向け説明文書を、患者に対してわかりやすい言葉で作成できたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 作成した患者向け説明文書を使用して服薬指導ができたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 入手した情報を評価し、患者に対してわかりやすい言葉、表現で適切に説明できたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
323	①調剤録の法的規制について説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	
	②調剤録への記入事項について説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	
	③調剤録の保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	口頭試験	323 終了時	/	

①薬剤師法第 28 条に基づき、調剤録の規制について、学生が述べることであった項目について✓を記入。  
点 / 3 点

- 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
- 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなったときは、この限りではない。
- 薬局開設者は、調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。

②薬剤師法施行規則第 16 条および厚生省保険局医療課長通知（保険発第 57 号）に基づき、調剤録に記入しなければならない事項について、学生が述べることであった項目について✓を記入。  
(実際の調剤録を見ながら行う)  
点 / 12 点

- 患者の氏名および年齢
- 薬名および分量
- 調剤年月日
- 調剤量
- 調剤した薬剤師の氏名
- 処方せんの発行年月日
- 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の氏名
- 処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の住所又は勤務する病院・診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 医師・歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容 及び 医師・歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容

保険調剤録の場合は、上記に加え

- 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者扶養者の別
- 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤点数、調剤手数料、請求点数及び患者負担金額

③調剤録の保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？

- はい                       いいえ

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
324	調剤後の処方せんへの記入事項について説明できる。 【知識】	口頭試験	324 終了時	/	
325	処方せんの保管、管理の方法、期間などについて説明できる。【知識】	口頭試験	324 終了時	/	

<p>324 法令（薬剤師法第 26 条、薬剤師法施行規則第 15 条）に基づき、調剤後の処方せんへ記入しなければいけない事項について、学生が述べる事ができた項目について✓を記入。</p> <p style="text-align: right;">点 / 6 点</p>
<p><input type="checkbox"/> 調剤済みの旨又は調剤量</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤年月日</p> <p><input type="checkbox"/> 記名押印又は署名（調剤した薬剤師）</p> <p><input type="checkbox"/> 調剤した薬局の名称および所在地</p> <p><input type="checkbox"/> 医師・歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容</p> <p><input type="checkbox"/> 医師・歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合、その回答の内容</p>
<p>325 処方せんの保管、管理の方法、期間などについて説明できましたか？</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> はい            <input type="checkbox"/> いいえ</p>

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
326	調剤報酬を算定し、調剤報酬明細書（レセプト）を作成できる。（技能）	実地試験	326 終了時	/	

1. 調剤した処方せんについて、調剤報酬を調剤報酬算定ワークシートに手計算にて算定することで実地試験を行う。

全て正しく算定できた       計算ミス、算定もれがあった

2. 1で算定した調剤報酬をレセコン入力にて算定し、調剤報酬明細書を作成することで実地試験を行う。

正しく作成できた       作成できなかった

# 調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名

年齢

処方欄

保険者番号								
記号・番号								
区分	被保険者	被扶養者						

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

[保険の種類]

[調剤基本料]

[調剤料]

[調剤料の加算]

[薬学管理料]

[薬剤料]

[特定保険医療材料料]

調剤報酬

患者負担金額

# 調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 一男 年齢 77 歳 7 ヶ月

処方欄

保険者番号	3	9	3	3	6	2	7	7
記号・番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8							
区分	被保険者				被扶養者			

高一

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

センノシド錠 12mg は、センナリド錠 12mg を選択。

Rp 1	セルベックスカプセル 50mg	3 C
	分 3 毎食後	21 日分
Rp 2	パリエット錠 10mg	1 錠
	分 1 朝食後	21 日分
Rp 3	モーラステープ L (7 枚/袋)	5 袋
	1 日 1 回貼付	
Rp 4	センノシド錠 12mg	2 錠
	便秘時	5 回分
以下余白		

[保険の種類] 後期高齢者の 1 割負担

[調剤基本料] 50 点 (40 点 + 10 点 : 基準調剤加算 1)

[調剤料] 内服薬 : 21 日分 = 68 点    68 点 × 2 剤 (毎食後、朝食後) = 136 点

外用薬 : 10 点

頓服薬 : 21 点

[調剤料の加算] 後発品調剤加算 : 2 点 (センナリド錠 12mg)

[薬学管理料] ○後期高齢者薬剤服用歴管理指導料 : 35 点

[薬剤料]   セルベックスカプセル 50mg 13.4 円 × 3 C = 40.2 円 = 4 点    4 点 × 21 日 = 84 点  
           パリエット錠 10mg 184.70 円 = 18 点    18 点 × 21 日 = 378 点  
           モーラステープ L 53.00 円 × 35 枚 = 1,855 円 = 185 点  
           センナリド錠 12mg 5.5 円 × 10 錠 = 55.00 円 = 5 点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	906 点
------	-------

患者負担金額	1 割負担なので、保険請求が 906 点 × 0.9 = 815.4 点 = 815 点円 患者負担金額は、906 点 - 815 点 = 91 点で 910 円
--------	--

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

# 調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 二郎 年齢 79 歳 0 ヶ月

処方欄

保険者番号	3	9	3	3	2	0	1	0
記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 8							
区分	被保険者				被扶養者			

高一

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

Rp 1	バイアスピリン錠 100mg ノルバスク錠 5mg メバロチン錠 10mg 分 1 朝食後 一包化	1 錠 1 錠 1 錠 28 日分
Rp 2	モーラステープ (7 枚/袋) 1 日 1 回 貼付	3 袋
以下余白		

処方せんの指示どおりに調剤。

[保険の種類] 後期高齢者の 1 割負担

[調剤基本料] 50 点 (40 点 + 10 点 : 基準調剤加算 1)

[調剤料] 一包化薬 : 89 点 x 4 週 = 356 点

外用薬 : 10 点

[調剤料の加算料] 後発品調剤加算 : 2 点 (バイアスピリン錠 100mg)

[薬学管理料] ○後期高齢者薬剤服用歴管理指導料 : 35 点

[薬剤料] 朝食後 : バイアスピリン錠 100mg 6.10 円 + ノルバスク錠 5mg 75.60 円 + メバロチン錠 10mg 124.40 円  
 = 206.10 円 = 21 点     21 点 x 28 日 = 588 点

モーラステープ 34.40 円 x 21 枚 = 722.40 円 = 72 点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	1, 113 点
------	----------

患者負担金額	1 割負担なので、保険請求が 1,113 点 x 0.9 = 1001.7 点 = 1, 002 点 患者負担金額は、1,113 点 - 1,002 点 = 111 点 で 1, 110 円
--------	--

調剤報酬算定の演習(平成 20 年 4 月改定)

年 月 日( )

患者氏名 例題 三太 年齢 7 歳 0 ヶ月

処方欄

保険者番号							5	9	0	1
記号・番号	岡 2 あいう・345									
区分	被保険者				被扶養者					

Rp1	ジェノトロピン 5.3mg	3本
	1日1回	
Rp2	マイクロファインプラス 31G5mm (14本入/袋)	2袋
	1日1回	
以下余白		

公費負担者番号	5	2	3	3	6	0	2	1
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	

公費負担者番号									
受給者番号									

本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

- [保険の種類] 社会保険の被扶養者, 公費: 52 小児特定疾患
- [調剤基本料] 50点 (40点+10点: 基準調剤加算1)
- [調剤料] 注射薬: 26点

[調剤料の加算] なし

- [薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料: 30点
- 薬剤情報提供料: 15点

[薬剤料] ジェノトロピン 5.3mg 51,704.00円 × 3本 = 155,112.00円 = 15,511点

[特定保険医療材料] マイクロファインプラス 31G5mm 15.00円 × 28本 = 420円 = 42点

調剤報酬	15,674点
------	---------

患者負担金額	52の公費なので、15,674点全て保険請求される。 患者負担金額は、0円
--------	--

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

調剤報酬算定の演習（平成 20 年 4 月改定）

年 月 日（ ）

患者氏名 例題 四子 年齢 64 歳 5 ヶ月

処方欄

保険者番号			3	3	0	0	1	9
記号・番号	岡 1-23・45678							
区分	被保険者			被扶養者				

公費負担者番号								
受給者番号								

公費負担者番号								
受給者番号								

Rp1	アピリット細粒 (500mg/g)	60mg
	セルシン散 1% (10mg/g)	2mg
	分 2 朝夕食後	35 日分
Rp2	パキシル錠 10mg	1 錠
	分 1 夕食後	35 日分
	以下余白	

会営薬局の内規に従って調剤。

本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、  
使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

[保険の種類] 国民保険の被保険者

[調剤基本料] 50 点 (40 点+10 点：基準調剤加算 1)

[調剤料] 内服薬：35 日分なので 77 点 77 点 × 2 剤 = 154 点

[調剤料の加算] 向精神薬調剤加算：8 点 (セルシン散 1%)

計量混合調剤加算：45 点 (散剤)

[薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料：30 点

○薬剤情報提供料：15 点

[薬剤料] 朝夕食後：

アピリット細粒 50% 71.20 円 × 0.12g + セルシン散 1% 19.50 円 × 0.2g + 乳糖 2.32 円 × 0.5g  
= 8.544 円 + 3.9 円 + 1.16 円 = 13.604 円 = 1 点 1 点 × 35 日 = 35 点

夕食後：パキシル錠 10mg 123.40 円 = 12 点 12 点 × 35 日 = 420 点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬 757 点

患者負担金額

3割負担なので、保険請求が 757 点 × 0.7 = 529.9 点 = 530 点。  
患者負担金額は、757 点 - 530 点 = 227 点 = 2,270 円

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

## 調剤報酬算定の演習(平成20年4月改定)

年 月 日( )

患者氏名 例題 五郎 年齢 1歳1ヶ月

処方欄

保険者番号					5	9	3	1
記号・番号	倉はひふ・123							
区分	被保険者		被扶養者					

Rp 1	メプチンシロップ (5 μg/mL)	3 mL
	アスピリンシロップ (5mg/mL)	3 mL
	分3 毎食後	3日分
以下余白		

公費負担者番号	8	5	3	3	0	0	8	2
受給者番号	7	6	5	4	3	2	1	

公費負担者番号								
受給者番号								

5月5日(月・祝)午前9時頃来局(輪番制により調剤)。  
 本人希望によりお薬手帳作成。薬剤服用歴を作成し、  
 使用状況など情報を収集し、必要な指導を行った。

[保険の種類] 社会保険の被扶養者, 85:乳幼児医療  
 [調剤基本料] 50点(40点+10点:基準調剤加算1)  
 [調剤料] 内服薬:5点×3日=15点

[調剤料の加算] ○計量混合調剤加算:35点(液剤)  
 ○休日調剤加算:調剤基本料+調剤料の14割加算  
 (50点+15点)×1.4=91点

[薬学管理料] ○薬剤服用歴管理指導料:30点  
 ○薬剤情報提供料:15点

[薬剤料] メプチンシロップ 9.50円×3mL + アスピリンシロップ 2.11円×3mL  
 =28.5円+6.33円=34.83円=3点                      3点×3日=9点

[特定保険医療材料] なし

調剤報酬	245点
------	------

患者負担金額	85の公費なので、245点全て保険請求される。 患者負担金額は、0円
--------	---------------------------------------

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
328	代表的な医療事故訴訟あるいは調剤過誤事例について調査し、その原因について指導薬剤師と話し合う。(知識・態度)	レポート 口頭試問	328 実習中	/	

1. 代表的な調剤事故事例を調査し、具体的内容をレポートにまとめる。
  - まとめることができた     中程度まとめることができた     まとめることができなかった
  
2. 調査した事例について、その原因を考察し、指導薬剤師と話し合う。
  - 原因について考察できた                       原因について考察できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
329	名称あるいは外観が類似した代表的な医薬品を列挙できる。	レポート	P329 実習中	/	

名称および外観が類似した代表的な医薬品について、代表的な効能・効果も列挙するよう筆記試験を行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
330	特にリスクの高い代表的な医薬品（抗悪性腫瘍薬、抗糖尿病薬など）を列挙できる。	レポート	P330 実習中	/	

特にリスクの高い代表的な医薬品（抗悪性腫瘍薬、抗糖尿病薬など）を列挙するよう、筆記試験を行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
331	調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できる。	論述試験	P331 実習中	/	

調剤過誤を防止するために、実際に工夫されている事項を列挙できるよう、筆記試験を行う。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
333	インシデント、アクシデント報告の記載方法を説明できる。【知識】	実地試験	333 実習中	/	

項目	はい	いいえ	評価日	評価者
インシデントレポートの意義・必要性について説明できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	
実習中に経験した調剤ミスについて、インシデントレポートを作成できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/	

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

L S	S B O s	評価方法	評価時期	評価日	評価者
401	かかりつけ薬局・薬剤師の役割について指導薬剤師と話し合う。(態度)	観察記録 レポート	実習期間	/	

1. かかりつけ薬局・薬剤師の役割について指導薬剤師と話し合うことができましたか？

- 積極的にできた     
  中程度できた     
  あまりできなかった

2. 実習期間を通して、学んだこと・感じたことをレポートにまとめる。

- まとめることができた     
  まとめることができなかった

# 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社) 岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
503	病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を説明できる。 【知識】	口頭試験	503 終了時	/	

医薬分業の目的と薬局薬剤師の役割について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点/5点

- 医薬分業により、医師と独立した立場から薬剤師が処方内容をチェックすることが可能となる。
- 複数の医師による処方せんであっても、1軒の薬局（かかりつけ薬局）で調剤することにより、重複投与の防止および相互作用の確認が可能となる。
- 処方内容が患者さまに開示できる。
- 医師は、院内採用医薬品以外にも、必要な医薬品を自由に処方することができる。
- 保険薬局側は、どの医療機関の処方せんでも応需するための適切な在庫管理が必要。

薬局薬剤師と病院薬剤師の具体的な業務について、学生が述べる事ができた項目に✓を記入。

点/20点

薬局薬剤師の主な業務は

- 薬剤服用歴管理（薬歴管理）に基づく処方せん調剤
- 医薬品情報の管理
- 一般用医薬品（OTC薬）、医薬部外品、化粧品などの相談販売によるセルフメディケーション支援
- 医療機器の販売
- 介護用品、衛生用品などの販売
- 保健機能食品の販売
- 毒物・劇物の販売
- 在宅患者訪問管理指導業務
- 薬局製剤の製造販売
- 学校薬剤師
- 地域住民に対する啓発活動（禁煙支援、薬物乱用防止など）
- 漢方製剤の製造販売

病院薬剤師の主な業務は

- 調剤業務
- 医薬品情報の管理
- 注射薬調剤
- 治験薬管理
- 製剤業務
- 病棟における薬剤管理指導業務
- チーム医療への参画（NST、ICT）
- 薬物血中濃度測定

薬物療法における薬局薬剤師と病院薬剤師の連携の重要性について、具体例をあげて説明してください。

- 説明できた
- 説明できなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
504	当該地域における休日、夜間診療と薬剤師の役割を説明できる。【知識】	レポート	504 終了時	/	

1. 実際の保険薬局での夜間診療を体験し、夜間体制や薬剤師の役割についてレポート (P504 休日・夜間診療) にまとめる。
- まとめることができた
  まとめることができなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
506	緊急災害時における、当該薬局および薬剤師の役割について説明できる。【知識】	レポート	506 終了時	/	

2. 緊急災害時の薬剤師の役割について、レポート（P506 緊急災害時の薬剤師の役割）にまとめる。

まとめることができた

まとめることができなかった

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
508	学校薬剤師の職務を見聞し、その役割を説明できる。 【知識】	レポート	508 終了時	/	

学校薬剤師に同行し、実際に学校で水質検査や照度測定を行い、見聞した内容をレポートにまとめてもらう。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
510	麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について説明できる。【知識】	レポート	510 終了時	/	

麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止運動における薬剤師の役割について実習を通して学んだことを、レポートにまとめよう。

## 薬局実務実習モデル・コアカリキュラムSBO別評価表

学生氏名

(社)岡山県薬剤師会会営薬局

LS	SBOs	評価方法	評価時期	評価日	評価者
512	誤飲、誤食による中毒および食中毒に対して適切なアドバイスできる。【知識・技能】	シミュレーション (筆記型)	512 終了時	/	

3. 誤飲、誤食による中毒および食中毒への対応について、レポート（P512 誤飲・誤食による中毒，食中毒への対応）にまとめる。

まとめることができた

まとめることができなかった

# 参考資料

## 1. 薬局実習に関する資料

1-2. 山形県薬学生実務実習テキスト「櫻桃」